

奈良市障害者計画等策定委員会の概要

審議会等の名称	奈良市障害者計画等策定委員会
設置目的、担当事項	障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画の策定等について調査審議する。
設置根拠法令等	奈良市附属機関設置条例
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
委員数	20 人以内
任期	2 年
委員構成	学識経験を有する者、社会福祉事業関係者及び社会福祉活動関係者、その他市長が適当と認める者
公開・非公開の別	公開
担当課	福祉部障がい福祉課